



入院・手術を**一生涯保障**する**医療保険**。  
**簡易な告知**でお申込みいただけます。

アクサ生命

※告知について、詳しくは9ページをご参照ください。



ブリヂストングループのみなさまへ

## 医療保険 新終身コース('17)

**終身払プラン**

手術給付特約・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)付  
入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

**65歳払込満了プラン**

手術給付特約付  
入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉



ご利用いただけるサービスについては  
アクサ生命ホームページでご確認ください。

**BRIDGESTONE**

団体名：株式会社ブリヂストン  
引受保険会社：アクサ生命保険株式会社

アクサ生命の  
デジタル約款の  
ご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。  
 ①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。  
 ②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
 ※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。  
 ※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、お問合せ先までご連絡ください。

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」を必ずご覧ください。

- 生命保険募集人について  
アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- このパンフレットに記載の内容は平成30年1月現在のものです。



引受保険会社  
**アクサ生命保険株式会社**  
 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
 TEL 03-6737-7777 (代表)  
 www.axa.co.jp/

取扱募集代理店・お問合せ先  
**ブリヂストンビジネスサービス株式会社 保険事業部**  
 〒104-0031 東京都中央区京橋3-1-1  
 TEL 03-6836-3563

取扱店  
**アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部**  
 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
 TEL 03-6737-7440

Form No.0D3033(6.0) AXA-A1-1802-0200/9F7 2018.02.09

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ

入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉〈主契約〉  
手術給付特約／手術補完給付特約／先進医療給付特約(12)  
生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉／3大疾病診断給付特約(03)

ガン

ガン化学療法・緩和療養給付特約

2018.02

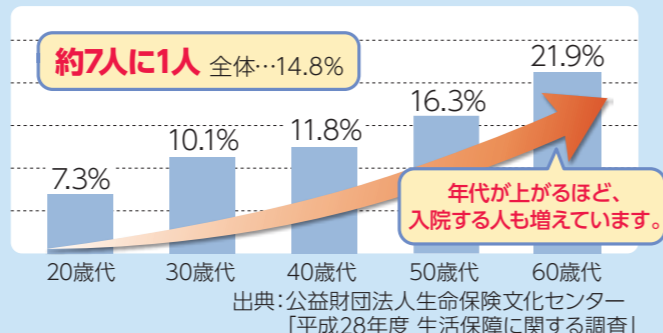
# 病気やケガで入院するリスクについて、考えたことがありますか？

## POINT 1

入院はどなたにも起こり得る身近な出来事ですので、日ごろから備えておくと安心です。

約**7人に1人**が、過去5年以内に「入院」を経験しています。

■病気やケガで過去5年間に入院した経験がある人の割合

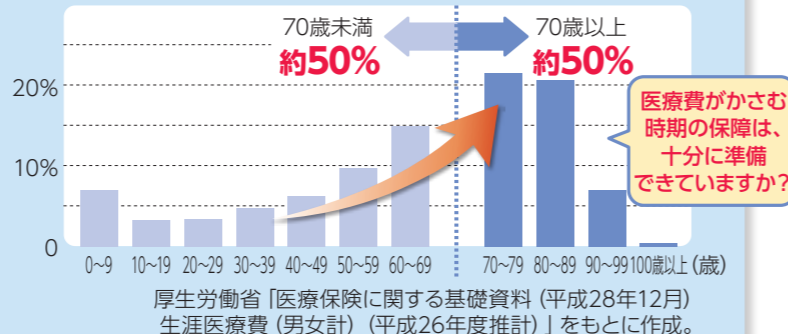


## POINT 2

歳を重ねるほど病気やケガのリスクは高くなります。医療保障は一生備えておくと安心です。

生涯に必要な医療費の約**半分**が**70歳以降**にかかっています。

■生涯にかかる医療費の年代別構成割合



## POINT 3

入院時にかかる費用は治療費ではありません。ご自分にあった医療保障を準備しておくと安心です。

入院されると治療費以外にも、「差額ベッド代\*1」「食事代などの一部負担」「入院中の日用品」などの費用がかかる場合があります。

入院時の自己負担額は、1日あたり平均約**10,100円+α**となります。

■入院時の自己負担額（1日あたり平均）



\*1 患者の希望により特別療養環境室に入院した場合に差額ベッド代が発生します。差額ベッド代は医療機関により異なります。  
 \*2 厚生労働省「平成25年 医療給付実態調査」をもとにアクサ生命が計算。（推計平均在院日数31.59日、推計1入院あたり医療費総額1,005,169円。高額療養費制度適用後（70歳未満・所得区分「年収 約370万円～約770万円」、月初から入院された場合）の金額）  
 \*3 出典：厚生労働省 中央社会保険医療協議会「主な選定療養に係る報告状況」1日当たり徴収額 金額階級別病床数平成26年7月1日現在（平成27年10月14日総会資料）  
 \*4 実際の自己負担額は年齢や所得によって異なります。  
 ※ 2016年4月時点の公的医療保険制度にもとづき作成。

# 充実の医療保障で病気やケガのリスクに一生にわたって対応。

## 特長 1

病気・ケガによる**入院を一生保障!**

病気やケガで入院された場合、日帰り入院\*1から入院給付金をお支払いします。  
 \*1 日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

## 特長 2

**ガン**による**入院は、何日でも保障!**

ガンによる入院は、再発・転移の場合に備えて、お支払日数に制限がありません。

## 特長 3

ご希望にあわせて**保険料払込期間の選択**ができます。

**終身払プラン** 保険料が割安\*2で一生上がりません。

\*2 主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。

**65歳払込満了プラン** 保険料の払込みが65歳で満了となるため、以後の保険料がかかりません。

## プラス

## 特長 4

特約を付加すると、**さらに保障が充実!**

### 特約Ⅰを付加すると…

公的医療保険制度の対象となっている**約1,000種類の手術\***3を保障

高額になりがちな「先進医療」の技術料を**全額保障\***4

手術補完給付特約

先進医療給付特約(12)

\*3 一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。  
 \*4 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

### 特約Ⅱを付加すると…

生活習慣病による入院を保障

生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉

### 特約Ⅲを付加すると…

3大疾病を保障

3大疾病診断給付特約(03)

### 特約Ⅳを付加すると…

ガンによる**化学療法(抗がん剤治療)**と**緩和療養**を保障

ガン化学療法・緩和療養給付特約

※65歳払込満了プランは、「ガン化学療法・緩和療養給付特約」を付加することはできません。



## さらに

**ご利用いただけます。**

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。



アクサ  
メディカル  
アシスタンス  
サービス

詳しくは10ページへ



**終身払プラン**

保険期間・保険料払込期間：終身(3大疾病診断給付特約(03)は、保険期間・保険料払込期間：80歳、ガン化学療法・緩和療養給付90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。)

付特約は、保険期間・保険料払込期間：10年(90歳まで自動更新。)

**65歳払込満了プラン**

保険期間：終身・保険料払込期間：65歳(3大疾病診断給付特約(03)は、保険期間：80歳・保険料払込期間：65歳)

●入院給付金日額5,000円を1口として、3口(入院給付金日額15,000円)までお申込みいただけます。2口・3口の場合は、1口の2倍・3倍(契約年齢14歳以下の方は1口のみとなります。)

の保障内容となります。

ただし、先進医療給付特約(12)およびガン化学療法・緩和療養給付特約については口数にかかわらず、一律、記載の金額となります。

**保障内容**

		このようにときにお支払いします	お支払額	終身払プラン 1口の場合 (入院給付金日額5,000円)	65歳払込満了プラン 1口の場合 (入院給付金日額5,000円)
基本プラン	入院 主契約	ガン以外の病気に 入院したとき	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>5,000円</b>
		ケガにより入院したとき	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度		
		ガンにより入院したとき	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限		
死亡 主契約	死亡したとき	死亡保険金 入院給付金日額×10	— (保障はありません)	<b>5万円</b>	
手術 手術給付特約	手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*2 別表参照)	手術給付金 手術給付金日額*3×40・20・10	手術の種類に応じて、 1回につき	手術の種類に応じて、 1回につき	<b>20・10・5万円</b>

**プラス** 特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

特約I	手術補完 手術補完給付特約*4	手術または放射線治療 (新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。	手術補完給付金 手術補完給付金日額*3×5 放射線治療は60日に1回限度	1回につき <b>2.5万円</b>	1回につき <b>2.5万円</b>
特約II	先進医療 先進医療給付特約(12)	先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金 1回の療養につき 1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき <b>先進医療にかかる技術料と同額*5</b>	1回の療養につき <b>先進医療にかかる技術料と同額*5</b>
		先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	先進医療一時金	1回の療養につき <b>15万円</b>	1回の療養につき <b>15万円</b>
特約II	生活習慣病 生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*3×入院日数 1入院120日限度、通算1,095日限度	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>5,000円</b>
特約III	3大疾病 3大疾病診断給付特約(03)	ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により 所定の状態になったとき (例)脳卒中により60日以上、言語障害が継続したとき	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中 診断給付金 3大疾病診断給付金額 各診断給付金について1回限度	各診断給付金 それぞれ1回につき <b>50万円</b>	各診断給付金 それぞれ1回につき <b>50万円</b>
特約IV	ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養給付特約	ガンにより 化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき	特約化学療法給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき <b>5万円</b>	— (付加できません)
		ガンによる疼痛などの緩和のために 緩和ケアを受けたとき	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額 月1回、通算12ヵ月限度	1回につき <b>5万円</b>	— (付加できません)

※保険金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



ご利用いただけます。



アクサ  
メディカル  
アシスタンス  
サービス

詳しくは  
10ページへ

**お支払例**

1口に特約I・特約IIを付加してご契約した場合

肺がんで21日間入院され、所定の医療機関において重粒子線治療\*6を受けられた場合。

(重粒子線治療\*6の技術料(平均額)\*7:3,090,000円の場合)

- ガン入院給付金(主契約)  
5,000円×21日間 **105,000円**
- 先進医療給付金  
(先進医療給付特約(12)) **3,090,000円**
- 先進医療一時金  
(先進医療給付特約(12)) **150,000円**
- 生活習慣病入院給付金  
(生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型))  
5,000円×21日間 **105,000円**



**合計 3,450,000円**

- \*1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
  - \*2 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
  - \*3 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。
  - \*4 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方は付加できません。契約年齢9歳以下の方で特約Iのお申込みをされる場合は、先進医療給付特約(12)のみが付加されます。
  - \*5 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、先進医療給付特約(12)からのお支払いはありません。
  - \*6 上記の例は、平成30年1月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は随時見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。
  - \*7 「技術料(平均額)」は下記出典にもとづき算出(万円未満は切捨て)しています。(療養の種類や医療機関によっても異なります。)  
出典：平成29年1月25日中央社会保険医療協議会 総会資料「平成28年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」(平成27年7月1日～平成28年6月30日の実績報告)
- ※先進医療給付特約(12)について、同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。また、給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

**別表 〈手術給付倍率表〉**

対象となる手術(88種類)	手術給付金日額に対する給付倍率
●頭蓋内観血手術、胃切除術、悪性新生物根治手術など(13種類)	40倍
●四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など(45種類)	20倍
●虫垂切除術、ヘルニア根本手術など(30種類)	10倍





# ご契約のお取扱い **重要**

## ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日**：毎年7月1日 ※一斉募集の締切日以降は、お申込み締切日の属する月の3ヵ月後の1日
- 保障が始まる日(責任開始期)**：毎年6月の保険料給与天引き日 ※一斉募集の締切日以降は、お申込み締切日の翌々月の保険料給与天引き日
- このご契約には、団体取扱(第1種)特約条項で定める「第1回保険料を団体から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を給与から控除した日(「保険料の払込」参照)より保険契約上の責任(保障)が開始されます。  
※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただけます。

## お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格  
ブリヂストングループの役員・社員およびその配偶者・子どもで、ご契約日における満年齢が、終身払プランは0歳から70歳までの方、65歳払込満了プランは0歳から60歳までの方とします。配偶者・子どものみを被保険者とするお申込みもできます。
- 取扱範囲  
入院給付金日額5,000円を1口として、3口(入院給付金日額15,000円)までお申込みいただけます。  
※契約年齢14歳以下の方は1口のみのご契約となります。  
※手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方は付加できません。契約年齢9歳以下の方で特約Iのお申込みをされる場合は、先進医療給付特約(12)のみが付加されます。  
※生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉・3大疾病診断給付特約(03)は契約年齢2歳以下の方、ガン化学療法・緩和療養給付特約は契約年齢4歳以下の方は付加できません。65歳払込満了プランは、ガン化学療法・緩和療養給付特約は年齢にかかわらず付加できません。  
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

## 保険期間および保険料払込期間

- 終身払プラン
  - ・主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉の保険期間・保険料払込期間は終身です。
  - ・3大疾病診断給付特約(03)の保険期間および保険料払込期間は80歳です。
  - ・ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。  
※この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)  
※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。  
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。
- 65歳払込満了プラン
  - ・主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉の保険期間は終身、保険料払込期間は65歳です。
  - ・3大疾病診断給付特約(03)の保険期間は80歳、保険料払込期間は65歳です。

## 告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

- ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
- イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
- ウ. 申込日現在、妊娠していますか

<終身払プランで、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ>

- エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか  
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。

※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。

※保険金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされた場合は、保険金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、保険金などをお支払いします。

## 保険料の払込

- 保険料は団体取扱月払とし、毎月の給与より控除します。  
(第1回は毎年6月の保険料給与天引き日です。また、一斉募集の締切日以降は、お申込み締切日の翌々月の保険料給与天引き日です。)

## 退職後のお取扱い

- 退職後も、所定の手続きにより個人扱(口座振替扱)で保障を継続することができます。  
その際、保険料は団体取扱による割引がなくなるため若干高くなります。

## 保険金などの受取人

- 死亡保険金  
労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位(配偶者・子・父母…の順)  
※終身払プランは、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されているので、死亡保険金はありません。
- 給付金など(死亡保険金を除く)  
被保険者

## 払いもどし金について

- この保険を途中で解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。  
(保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。)
- 保険料払込期間満了後の払いもどし金は死亡保険金と同額です。  
(保険料払込期間満了までの保険料が払込まれている場合に限りです。)

## 契約者配当金について

- この保険には、契約者配当金はありません。

## 税務のお取扱い(平成30年1月現在)

- 死亡保険金  
ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。  
被保険者が本人の場合の死亡保険金は受取人が法定相続人であれば「500万円×法定相続人数」の金額まで非課税となります。(相続税法第12条)  
被保険者が配偶者・子どもの場合の死亡保険金は受取人が契約者であれば一時所得として課税されます。(所得税法第34条)
- 給付金など  
非課税です。(所得税法基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)

## 代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、保険金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、保険金などを請求することができます。

- ①死亡保険金の受取人
- ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)
- ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

以下の告知項目が**すべて「いいえ」**であれば、お申込みいただけます。

- ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
- イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
- ウ. 申込日現在、妊娠していますか

〈終身払プランで、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ〉

エ. **今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか**

※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。  
 ※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができない場合がございますので、ご了承ください。  
 また、保険金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。  
 ※65歳払込満了プランは、「ガン化学療法・緩和療養給付特約」を付加することはできません。

## ⚠️ ご注意 保険金などのお支払いについて

保険金などのお支払いは、責任開始期\*1以後に発生した所定の不慮の事故または発病\*2された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。  
 ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされた場合は、保険金などのお支払いの対象となりません。  
 ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、保険金などをお支払いします。

\*1 責任開始期とは、ご契約上の保障(責任)が開始される時期をいいます。

\*2 発病とは、具体的には以下のような場合をいいます。

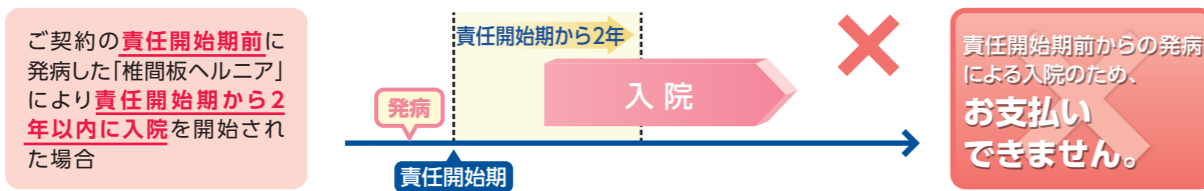
- ① その入院・手術などの治療の原因となった疾病(これと医学上重要な関係があるとアクサ生命が認めた疾病を含む)の治療を受けていたとき
- ② その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連のある異常(要精密検査・要観察なども含む)を診察・検査など(健康診断・人間ドックも含む)で指摘されていたとき
- ③ その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連ある症状や徴候などの存在が客観的に認められたとき

### お支払いできる場合の例



責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院したときでも、責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして、疾病入院給付金を支払います。

### お支払いできない場合の例



※上記は、保険金などのお支払いについてご説明するために代表的な事例をあげたものです。お客様ご自身の契約のお取扱いに関しては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■保険金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



無料\*でご利用いただけます。\*優待サービス 郵送検査キットについては優待価格での提供となります。

アクサメディカルアシスタンスサービスのご案内

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。  
 •「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

24時間365日、PCやスマートフォンから文章や写真で相談できる、オンライン健康相談サービス

## Doctors Me

- 健康・医療
- 薬のこと
- 歯の健康
- 栄養バランス
- ペットのこと

医師、薬剤師、歯科医師、栄養士、獣医師。各分野に精通した専門家がお応えします。匿名で相談できるので聞きづらいこともお気軽に!

セカンドオピニオンのご提供などで最適な治療の選択をサポート

## メディカルコンサルテーション (名医によるサービス)

総合相談医(日本を代表する名医)によるセカンドオピニオン

ご利用イメージの動画はこちら

▼総合相談医の判断により▼

無料で紹介状を作成し優秀専門臨床医を紹介



24時間365日、医師・保健師・看護師などのスタッフに健康・医療・育児・メンタルヘルスなどの相談ができる、電話サービス

## 24時間電話健康相談サービス

- 健康・医療
- 育児
- メンタルヘルス
- 夜間・休日の医療機関情報
- 専門窓口別医療機関情報

ご利用イメージの動画はこちら



優秀糖尿病臨床医の紹介などで糖尿病の早期発見・早期治療・重症化防止をサポート

## 糖尿病サポートサービス

糖尿病の相談サービス

▼必要に応じて▼

優秀糖尿病臨床医紹介サービス

糖尿病の専門医療機関案内サービス

例えば、脳梗塞にかかりリハビリテーションや介護が必要になったら…ご本人やご家族の不安・疑問にお応えします

## 介護・リハビリサポートサービス

介護・リハビリサポートハンドブックのご提供

介護電話相談サービス

リハビリ病院・介護施設情報提供サービス

最近もの忘れが多く なったような気がする…  
 病院で検査するほどでもないと思うのだが…

### あたまの健康チェック

認知機能の変化に早めに気づいて対応するための簡易なチェックツール。ご自身の認知機能の状態を約10分で確認することができます!

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キット

優待価格

## 優待サービス 郵送検査キット

糖尿病検査キット

生活習慣病+糖尿病検査キット

ピロリ菌検査キット

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キットで、糖尿病や生活習慣病、ピロリ菌感染などの検査ができます。

! ご利用になれる方はサービスにより異なります。

サービス	ご利用になれる方			
Doctors Me	対象保険商品の	ご契約者さま	被保険者さま	ご家族
24時間電話健康相談サービス	対象保険商品の	—	被保険者さま	同居のご家族
メディカルコンサルテーション	対象保険商品の	—	被保険者さま	—
糖尿病サポートサービス				
介護・リハビリサポートサービス	対象保険商品の	—	被保険者さま	ご家族*
優待サービス 郵送検査キット	アクサ生命の個人保険商品の	ご契約者さま	被保険者さま	ご家族

※「Doctors Me」は株式会社アドメディカ、「24時間電話健康相談サービス」「メディカルコンサルテーション」「糖尿病サポートサービス」「介護・リハビリサポートサービス」はティーベック株式会社、「優待サービス 郵送検査キット」は株式会社リージャー(販売代理店:株式会社ウィズネット)が提供します。

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

※各サービスをご利用の際には諸条件があります。

※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。